

日本国厚生労働省と 中華人民共和国国家衛生健康委員会との 衛生及び医学科学に関する協力覚書

日本国厚生労働省と中華人民共和国国家衛生健康委員会（以下「双方」と略す。）は、両国の衛生保健、医学科学分野における協力の発展について、友好的な協議を通じて、以下の諸点について一致した。

一.

双方は、平等互惠の基礎のもと、各自の国家の法律法規の許す範囲内で、可能な条件に基づき、双方の衛生及び医学科学分野における交流と協力を促進、拡大する。

また、双方は、両国の医療機関、学術団体等の非政府組織及び機構が上述分野における協力を展開することを支持する。

二.

この協力を実現するため、双方は以下を促進する。

1. 衛生及び医学科学分野における情報交換
2. 相互に専門家を招聘し互いの専門会議に参加する
3. 両国医療機関間の直接の交流及び協力
4. 共同で研究会を開催する
5. 共同研究を展開する
6. 医療従事者等の育成教育を展開する

三.

双方は以下の領域の協力展開を優先して奨励する。

- 公衆衛生政策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジに関する政策等を含めた衛生政策
- 感染症対策（新興・再興感染症、鳥インフルエンザにおけるヒト感染及び新型インフルエンザ、性感染症等を含む）
- 非感染性疾患対策（循環器病、がん等を含む）
- 病院管理
- 伝統医療

- 人的資源開発
- 薬剤耐性対策
- 衛生応急管理と緊急医療救援
- 患者の安全と血液の安全管理
- 健康長寿と家庭保健
- その他、双方の共通課題

四.

双方は共同で関連活動の経費及び事務手配について協議し、共同で協力と相互信頼の精神に基づいて努力し、如何なる出現しうる困難又は誤解を解決する。

五.

本覚書の下での協力は、署名の日から開始され、協力期間は5年とする。本覚書を終了させる場合、いずれか一方が該当協力期間の満了6か月前までに書面の形式で本覚書の下での協力を終了させる意思を通知する。

本覚書は、2018年5月9日に署名される。一式2通から成り、それぞれ日本語及び中国語で作成する。

日本国
厚生労働省代表

中華人民共和国
国家衛生健康委員会代表